

西宮市一般型一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において日常生活上の突発的な事情や社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に必要とされる支援を行うため、西宮市長から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた保育所、幼稚園、認定こども園その他市長が必要と認める場所（西宮市が設置するものを除く。以下「保育所等」という。）において実施する一般型一時預かり事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 この要綱は、保育所等において、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のうち「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する一般型の一時的預かり事業（以下「一般型一時預かり事業」という。）に適用する。

2 一般型一時預かり事業は、次の表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる利用事由及び内容に基づき、利用者につき同表右欄に掲げる利用限度期間内において実施するものとする。ただし、一般型一時預かり事業を実施する保育所等（以下「実施施設」という。）の長（以下「施設長」という。）が認める場合にあつては、同表右欄に掲げる利用限度期間を超えて一般型一時預かり事業を利用させることができる。

区分	利用事由及び内容	利用限度期間
(1) 非定型的保育（就労支援等保育）	一般型一時預かり事業を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）の就労及び裁判員等としての刑事裁判への参加等により、一定期間において家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育すること。	概ね週3日（裁判員等として刑事裁判に参加するために必要な期間を除く。）

(2) 緊急保育	保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由のため、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育すること。	利用限度なし
(3) 私的理由（リフレッシュ）による保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担等の解消等の私的な理由やその他の事由により、一定期間において一時的に保育が必要となる児童を保育すること。	概ね月15日

(対象児童)

第3条 一般型一時預かり事業（休日において実施するものを除く。）の対象児童は、主として、市内に住所を有する生後6月以上の児童であって、かつ保育所、認定こども園等を利用していないものとする。ただし、施設長が認める場合にあっては、この限りでない。

(設備及び保育の内容)

第4条 一般型一時預かり事業を実施する者（以下「実施者」という。）は、実施施設において、次の各号に掲げる設備及び保育の内容に係る基準を遵守しなければならない。

(1) 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第36号。以下「条例」という。）第34条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

(2) 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、実施施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

(3) 保育の内容については、条例第38条の規定に準じること。

(留意事項)

第5条 前条に定めるもののほか、一般型一時預かり事業における教育・保育については、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第13号）における特定教育・保育に係る規定を適用するものとする。

(職員の配置)

第6条 実施者は、条例第36条第2項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（保育士に限る。以下「保育従事者」という。）を配置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施者は、保育従事者を2人以上配置しなければならない。ただし、保育所等と一体的に一般型一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けることができる場合は、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を1人（専ら一般型一時預かり事業に従事する者に限る。）とすることができる。

(経理の取扱い)

第7条 実施者は、一般型一時預かり事業に係る経理区分と他の事業に係る経理区分を分けて管理しなければならない。

(利用定員等)

第8条 実施者は、あらかじめ実施施設における一般型一時預かり事業（休日において実施するものを除く。）に係る利用定員を定めなければならない。ただし、施設長が認める場合にあっては、当該利用定員を超えて児童を利用させることができる。

(事業の開始)

第9条 新たに一般型一時預かり事業を実施しようとする者は、市長が別に定める日までに、西宮市一時預かり事業実施届により市長に届け出なければならない。

(事業内容の変更)

第10条 実施者は、事業内容を変更する場合は、事業内容を変更しようとする日の6月前までに、西宮市一時預かり事業実施内容等変更届により、市長に届け出なければならない。

(事業の休止)

第11条 実施者は、一般型一時預かり事業の実施が困難となった場合、事業を休止しようとする日の3月前までに、西宮市一時預かり事業休止届により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出により一般型一時預かり事業の実施を休止することができる期間は、原則として2月までとする。

(事業の廃止)

第12条 実施者は、一般型一時預かり事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする日の6月前までに西宮市一時預かり事業廃止届により市長に届け出なければならない。

2 一般型一時預かり事業を廃止するにあたっては、実施者は、あらかじめ保護者に周知し、保護者に対して十分に配慮しなければならない。

(利用状況の報告)

第13条 実施者は、一般型一時預かり事業の利用者に係る状況について、次の各号に掲げる事項を記録し、実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 利用事由
- (2) 利用日時
- (3) 保育期間
- (4) 利用料
- (5) その他市長が必要と認める事項

(利用申請等)

第14条 保護者は、一般型一時預かり事業を実施しようとするときは、西宮市一時預かり事業利用申込書により、あらかじめ実施者に申請しなければならない。

(利用の可否の決定)

第15条 実施者は、前条の規定による申請を受理したときは、審査のうえ利用の可否を決定し、保護者に一時預かり事業利用可否決定通知書により通知しなければならない。

(利用の辞退)

第16条 保護者は、前項の決定の後に当該決定に係る一般型一時預かり事業の利用を辞退しようとするときは、速やかに実施者にその旨を連絡しなければならない。

(保護者負担等)

第17条 実施者は、一般型一時預かり事業の実施に必要な経費の一部について利用料として保護者に負担させることができる。

2 前項の利用料の額については、あらかじめ実施者が定め、保護者に書面により説明するものとする。

3 実施者は、利用料以外の給食及びおやつ等に係る実費負担を徴収しようとする場合は、あらかじめ当該実費負担について定め、保護者に書面により説明しなければならない。

(休日における一般型一時預かり事業)

第18条 第14条から第17条までの規定にかかわらず、西宮市休日保育事業実施要綱第6条から第12条までの規定は、休日における一般型一時預かり事業について準用する。この場合において同要綱第6条から第12条までの規定中「休日保育」とあるのは「休日一時預

かり」と読み替えるのとする。

- 2 同要綱第6条第1項に規定する登録をした者は、第1項の規定により読み替えて準用する同要綱第6条第1項に規定する登録をした者とみなす。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、様式その他一般型一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 西宮市民間保育所等一時預かり事業実施要綱は、廃止する。
- 3 廃止前の西宮市民間保育所等一時預かり事業実施要綱の規定に基づく一時預かり事業に係る行為については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から実施する。